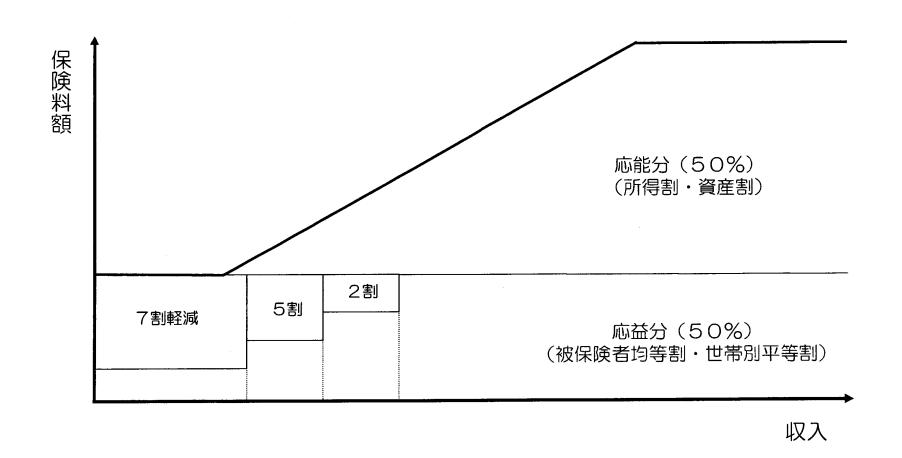
[2回(19/6/5)

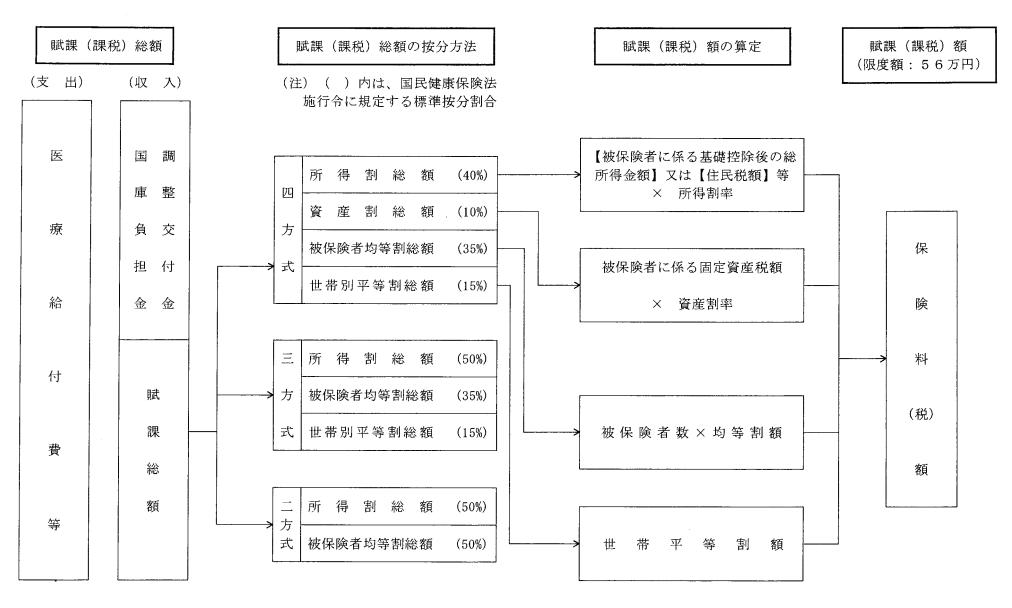
国民健康保険料(税)の概要について

国民健康保険料の概要について

- 市町村(保険者)は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料により賄うこととされている。
- 〇 国民健康保険の保険料については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割、資産割)と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(被保険者均等割、世帯別平等割)から構成される。
- 低所得等の事情のある被保険者については、応益分を軽減(7割、5割、2割)する制度を設けている。



国民健康保険料(税)の賦課方法

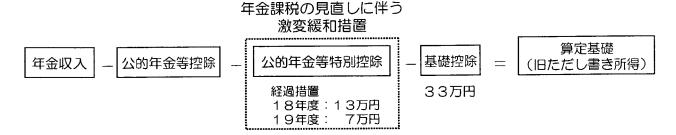


- (注1) 各市町村のおける保険料(税)賦課方法は、それぞれ異なる。
- (注2) 低所得者については、応益割部分に係る保険料(税)軽減制度がある。

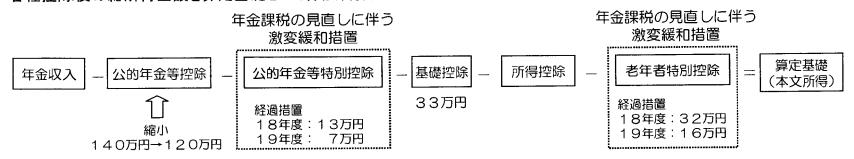
国民健康保険料(税)の所得割算定方式

経過措置期間中の保険料(税)所得割算定方法(保険者数は平成19年4月1日現在の数値)

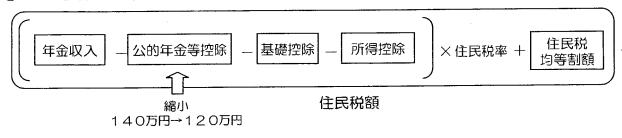
① 基礎控除後の総所得金額を算定基礎とした保険料算定方式(旧ただし書方式/1791保険者)



② 各種控除後の総所得金額を算定基礎とした保険料算定方式(本文方式/1保険者)



③ 住民税額(注)を算定基礎とした保険料算定方式(住民税方式/39保険者)



- (注)算定基礎となる住民税額は以下3通り
- ①市町村民税所得割額、②市町村民税額、③市町村民税及び道府県民税の合計額

年金課税の見直しに伴う 激変緩和措置

税額特別控除

経過措置

- 市町村民税額
 - 18年度:13千円 19年度:14千円
- ・道府県民税額
 - 18年度: 8千円 19年度: 9千円

算定基礎 (住民税額)

国民健康保険料	(税)	の軽減制度の概要
---------	-----	----------

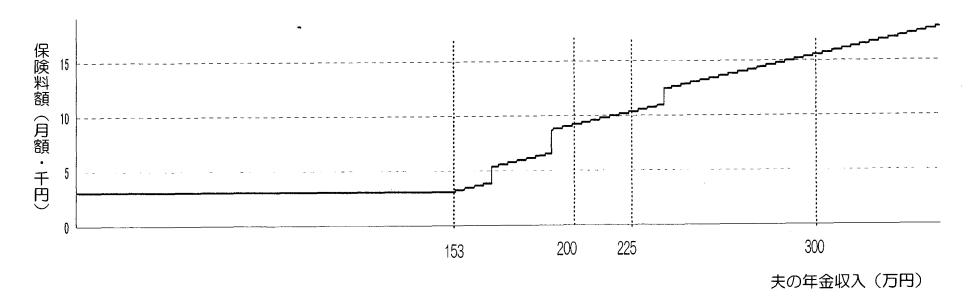
□ 国民健康保険は、世帯毎に保険料を算定し、世帯主が納付義務を負う。1. 各世帯の応能割額、応益割額を算定する(4方式) 他に所得割・均等割・平等割の3方式、所得割・均等割の2方式がある	3 .
世帯の総所得金額等 × 所得割率 (7.10%) 世帯の固定資産税額 × 資産割率 (10,173円)	
世帯の被保険者数 × 均等割額 (25,421円) 応益割額 平等割額 (20,591円)	
()内は平成16年度の全国平均値。ただし資産割は定額として算定。 2. 各世帯に属する被保険者の所得の合計額に応じて、応益割額に軽減を適用する。 軽減基準所得 年金受給者(65歳以上): 年金収入一公的年金等控除一公的年金等特別控除 1 5万円 18年度: 1 3万円 18年度: 7万円	\
[33万円]以下 □ 7割軽減 // 7割軽減 // 5割軽減 // 5割軽減 // 5割軽減 // 233万円+(35万円×世帯主以外の被保険者数)]以下 □ 2割軽減 // 2割軽減 // 2割軽減 // 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)]以下 □ 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)]以下 □ 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)]以下 □ 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)]以下 □ 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)] 以下 □ 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)] 以下 □ 2割軽減 // (35万円×世帯に属する被保険者数)] 以下 □ 35万円×世帯に属する被保険者数)] 以下 □ 35万円×世帯主以外の被保険者数)] 以下 □ 35万円×世帯に属する被保険者数)] 以下 □ 35万円×世帯に属する被保険者数)	N
3. 各世帯の応能割額、応益割額(軽減適用後)を合算して、保険料総額を決定する。	
応能割額 + 応益割額(軽減適用後) = 保険料総額	

年金収入世帯の国民健康保険料について

基礎年金のみで生活している高齢者については、税制改正の影響は生じず、影響が生じるのは一定以上の年金収入のある方となる。 (標準的な保険料算定方式を採用している市町村においては、年金収入(一人当たり)が153万円より高い高齢者世帯)

《年金受給者(65歳以上)+配偶者(年79.2万円)の2人世帯の場合》 (基礎控除後の総所得金額を算定基礎とした保険料算定方式(旧ただし書方式)・全国平均の場合)

年金収入	平成20年度		
夫79.2万円 + 妻79.2万円	2,600円/月		
夫200万円 + 妻79.2万円	8,400円/月		
夫225万円 + 妻79.2万円	9,900円/月		
夫300万円 + 妻79.2万円	15,500円/月		



○ 平成17年度以降の保険料率等は毎年度一定であると仮定し、平成16年度国保実態調査報告による全国平均値を使用 (所得割率7.10%、資産割額10,173円、均等割額25,421円、平等割額20,591円)

賦課方式の状況

・保険料・保険税別保険者数

(平成17年度)

区分	保	 険	者	数	保険者数による構成比
保険料 保険税 合計	ĺ	2 1, 6 1, 8			% 13.2 86.8 100.0

(総務省「課税状況調査」)

· 賦課方式別保険者数

(平成17年度)

区分	保険	者 数	保険者数による構成比
4方式 3方式 2方式 合 計	1, 51 28 4 1, 84	4 2	% 82.3 15.4 2.3 100.0

(総務省「課税状況調査」)

· 所得割按分方式別保険者数

(平成19年度)

区	分 1	保険	者	数	保険者数による構成比
旧 た だ し 書 方 本 文 方 住 民 税 方 合	式式式計	1, 7	9 1 1 3 9 3 1		% 97.8 0.0 2.1 100.0

(※) 計数は、四捨五入によっているので、端数において合致しないものがある。

(厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)